令和８年（フ）第１０６３号
仙台市宮城野区栄１丁目６番58号　フリーダムヒル中野栄Ａ－201
債務者　澁谷　　一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２９号
宮城県塩竈市香津町９番10号
債務者　蜂谷　浩司
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１３５号
仙台市宮城野区田子２丁目34番５号　パインハイムＡ102
債務者　森井　弘子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１４２号
仙台市宮城野区大梶４番５－302号
債務者　出雲　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１８０号
仙台市泉区旭丘堤２丁目18番21号　セジュール壱番館201
債務者　武田真由美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１４８号
宮城県石巻市大橋３丁目５番地７　市営大橋復興住宅103号
債務者　邊見　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１５９号
秋田県南秋田郡八郎潟町小池字岡本下台107番地23　レジデンスエイトＢ－202号室、旧住所秋田県鹿角市花輪字福士74番地１　福士待機宿舎203
債務者　伊藤　芙美香（旧姓塩田）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７７号
長野県佐久市安原805番地２　ホリゴメハイツ５号
債務者　市村　雅敏
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第５９９号
静岡県藤枝市志太２丁目５番11号　グランドメゾンＢ棟101号、旧住所静岡県焼津市西小川４丁目６番地の８　ルミエールＫｏｂａｙａｓｈｉ302
債務者　渡邉　義希
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１９号
静岡市葵区新伝馬１丁目11番11－105号
債務者　川村　元気
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３５９０号
大阪市西成区千本中２丁目５番20号　ベストレジデンス岸里　303号
債務者　ホームインテリアトミーズこと　富　明夫（旧姓金丸）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８７２号
大阪市東成区大今里西２丁目18番20号　Ｋ・Ｍマンション　501号
債務者　向井田真由美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８７３号
大阪市東成区大今里西２丁目18番20号　Ｋ・Ｍマンション　501号
債務者　向井田　毅
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８９号
大阪府豊中市服部西町２丁目７番１－301号
債務者　松岡　正浩
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９９９号
大阪市都島区東野田町３丁目１番28号　ＮＩＮＥ　ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ　1003号
債務者　髙橋　華鈴
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００９号
大阪府守口市西郷通４丁目４番10－302号、前住所大阪府守口市西郷通４丁目４番10－303号
債務者　合田　辰巳
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０４４号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目２番２号　グループホームつるさんかめさんの家
債務者　大倉　五夫
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部